

平成19年11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算
特別委員会会議録

平成19年11月27日
普通会計決算特別委員会設置

平成19年12月6日
主 査 報 告

場 所 第4委員会室

平成19年11月27日（火曜日）

午後 4 時47分開会

会議に付託された議案等

○議案第 7 号 平成18年度決算の認定について

本日の協議事項

- (1) 委員長互選
- (2) 副委員長互選
- (3) 日程の決定
- (4) 分科会の設置
- (5) 主査、副主査の選任
- (6) 審査日程及び審査方針について

出席委員（41名）

委員長	中村幸一
副委員長	中野廣明
委員	川添博
委員	武井俊輔
委員	西村賢
委員	河野安幸
委員	山下博三
委員	黒木正一
委員	松村悟郎
委員	前屋敷恵美
委員	高橋透
委員	太田清海
委員	外山良治
委員	関師博規
委員	松田勝則
委員	横田照夫
委員	十屋幸平
委員	押川修一郎
委員	外山衛

委員	宮原義久
委員	田口雄二
委員	河野哲也
委員	新見昌安
委員	満行潤一
委員	徳重忠夫
委員	蓬原正三
委員	濱砂守
委員	黒木覚市
委員	中野一則
委員	井上紀代子
委員	権藤梅義
委員	長友安弘
委員	鳥飼謙二
委員	緒嶋雅晃
委員	井本英雄
委員	星原透
委員	野辺修光
委員	米良政美
委員	坂元裕一
委員	外山三博
委員	福田作弥

欠席議員（1名）

委員	丸山裕次郎
----	-------

事務局職員出席者

事務局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	馬原日出人
議事課長	四本孝
政策調査課長	富永博章
議事課長補佐	孫田英美
議事課常任委員会担当主幹	老岐哲也

◎ 開 会

○外山座長 それでは、ただいまから普通会計決算特別委員会を開会いたします。

◎ 委員長互選

○外山座長 委員会条例第8条の規定により、委員長の互選を行いたいと思います。

本件につきましては、指名推選により行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山座長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、私から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山座長 御異議ありませんので、中村幸一委員を委員長に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山座長 御異議ありませんので、中村幸一委員が委員長に選任されました。御承諾をお願いします。（拍手）

以上で座長の役は終わりました。御協力ありがとうございました。（拍手）

◎ 副委員長互選

○中村委員長 ただいま私が委員長に選任されましたが、委員各位の御協力を得まして、その任を果たしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会条例第8条の規定により、副委員長の互選を行います。

互選の方法は指名推選により行いたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、私から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、中野廣明委員を副委員長に指名いたします。

それでは、お諮りいたします。

ただいま指名のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、中野廣明委員が副委員長に選任されました。（拍手）

◎ 日程の決定

○中村委員長 本日の日程は、お手元に配付の次第のとおり進めたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 分科会の設置

○中村委員長 次に、決算審査を円滑かつ能率的に行うため、本特別委員会に、委員会条例第24条の規定に基づき、分科会を常任委員会単位で設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

◎ 主査、副主査の選任

○中村委員長 次に、各分科会の主査及び副主

査の選任についてお諮りいたします。

各分科会の主査及び副主査については、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

御承諾をお願いします。

◎ 審査日程及び審査方針について

○中村委員長 次に、審査日程及び審査方針についてであります。

まず、審査日程については、資料1に案をお示ししているところでありますが、今回の不適正な事務処理の公表を受けまして、決算審査等の中でさらに慎重に審査を行うために、例年より長い日程を確保いたしております。

次に、審査方針についてであります。資料2をごらんください。「平成18年度普通会計決算審査方針（案）」としてまとめております。

まず1の「基本方針」であります。 「予算執行が議決の趣旨及び目的に沿い適正、効率的になされ、かつ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査する」ことにいたしております。

次に、2で（1）から（7）まで「重点審査事項」を挙げております。このことについて、ごらんいただいて意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それについて、そのように決定をいたします。

◎ その他

○中村委員長 最後に、その他であります。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ほかになければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

次の日程は、明日28日からの分科会でありませぬ。

また、次の委員会は12月6日午後1時開会、各分科会主査の審査結果報告から採決までであります。

なお、この後、直ちに主査会を開きますので、各分科会主査の方は議会運営委員会室に御参集をお願いします。

◎ 閉 会

○中村委員長 本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時53分閉会

平成19年12月6日（木曜日）

午後1時0分開会

本日の協議事項

（1）分科会主査報告について

出席委員（42名）

委員 長	中村 幸一
副委員 長	中野 廣明
委員	川添 博
委員	武井 俊輔
委員	西村 賢
委員	河野 安幸
委員	山下 博三
委員	黒木 正一
委員	松村 悟郎
委員	前屋敷 恵美
委員	高橋 透
委員	太田 清海
委員	外山 良治
委員	凶師 博規
委員	松田 勝則
委員	横田 照夫
委員	十屋 幸平
委員	押川 修一郎
委員	外山 衛
委員	宮原 義久
委員	田口 雄二
委員	河野 哲也
委員	新見 昌安
委員	満行 潤一
委員	徳重 忠夫
委員	蓬原 正三
委員	濱砂 守

委員	丸山 裕次郎
委員	黒木 覚市
委員	中野 一則
委員	井上 紀代子
委員	権藤 梅義
委員	長友 安弘
委員	鳥飼 謙二
委員	緒嶋 雅晃
委員	井本 英雄
委員	星原 透
委員	野辺 修光
委員	米良 政美
委員	坂元 裕一
委員	外山 三博
委員	福田 作弥

事務局職員出席者

事務局 長	石野田 幸蔵
事務局 次長	弓削 孝幸
総務課 長	馬原 日出人
議事課 長	四本 孝
政策調査課 長	富永 博章
議事課 長補佐	孫田 英美
議事課 常任委員会 担当 主幹	壺岐 哲也

◎ 開 会

○中村委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから普通会計決算特別委員会を開会いたします。

各委員におかれましては、長い日程ではございましたが、御審議いただきましてまことに御苦労さまでした。

◎ 日程の決定

○中村委員長 本日の日程は、お手元に配付の次第のとおりでございますが、御異議ありませんか。

○榑藤委員 主査報告の内容を私どもが手にしたのは、先ほどであります。主査報告について、どういう報告をするかというのを読んでみたところ不十分だということを、今主査に申し入れたところであります。

この主査報告について、審議した経過と今後の問題点を整理すべきだと思いますが、今後の問題点については全く記述がされておられませんので、主査報告を審議して、採決、承認をするということについては、冒頭から不満であります。

○中村委員長 私は、その分科会を見ておりませんが、榑藤委員の分科会では、当然採決が行われたわけですから、主査に一任されたと思いますが、どうされましたか。

○榑藤委員 「文面作成については主査に一任願いますか」と言いますから、それは、「はい」と答えましたが、中身については、今見るまで議論ができておりません。この報告を出すことそのものが一委員として承認できないということですよ。

○中村委員長 一任されたわけですから、中身がどうであろうと従うべきだと思います。

○榑藤委員 私どもは、主査報告に盛り込むことをほとんど各委員が発言しました。そのことが、今後の問題等についてここに出てきていないことを申し上げているんです。作成することは「お願いします」と言いました。しかし、主査報告をするというから、「確認していない」と言っているんです。内容が不十分だと。そこに時間をとって、もう少し、この特別委員会であらう意見は入れるべきだとか、そういう吟

味がされていないじゃないですか。

○中村委員長 今から主査報告がありますが、主査報告について、委員の言われるように論点が入っていなかったら、21日の委員長報告に盛り込むことも可能なわけですから、そのようにお願いできませんか。

○榑藤委員 この席の前に、主査に入っていないじゃないかと抗議しましたが「私も入れんといかんちゃんかと言うたが、事務局が入れんとよな。」と。これが事実です。

○中村委員長 先ほど申し上げましたように、委員が主張したことが主査報告に盛り込まれていないのであれば、後でお聞かせいただき、21日の最終日に、委員長報告に文言等を盛り込みたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

○榑藤委員 従来のやり方だと、このことは本会議では繰り返さないんじゃないですか。

○中村委員長 榑藤委員から主張をおっしゃっていただければ、最終日の21日の委員長報告に盛り込んで、委員長報告としたいということですよ。

○榑藤委員 私どもの委員会は、8人がほとんど全員、最終日に副知事、総務部長が来られた後に意見を述べております。そのことが1行も盛られていないんです。私個人の問題ではないんです。分科会全部の問題ですよ。そこの部分をもう一回、テープを起こさないと、ここで言え、その部分は入れるわ、そういうことではないんですよ。

○中村委員長 井上委員。

○井上委員 今回は、議長の申し出もありましたし、県民からの思いも受けて、分科会で熱心に審議しました。しかし、分科会の所管を超えて審査できないと、主査会で決められて、資金の流れについて、しっかりと審査したいと思っ

ておりましたにもかかわらず、主査会の中で、「これ以上は所管を超えたところについては手を出せない」と言われた。そこに非常な問題点があると思っているんです。数の力で採決をしましたが、それでは、本当に県民の皆さんから負託を受けて審査していることにはならないと思っています。文教警察企業分科会の中で、私は何度も主張いたしました。分科会を超えて審査できないのなら、決算委員会を開いていただき、執行部も来ていただき、監査委員事務局も来ていただき、調査委員会の皆さんが出席できるなら、その皆さんも来ていただき、全体で、分科会を超えるものについては審議いたしましよと、何度も申し上げたんです。ですから、委員長にお聞きしたいのですが、なぜ所管を超えた審査をさせないというふうに主査会で決められたのか、その背景についてお伺いしたいと思います。

○中村委員長 冒頭に日程と分科会方式にすると決めたいです。議長の提案で全体方式にしようじゃないかという話があったにもかかわらず、幹事長会議でもそうでした。分科会の枠を超えるところについては、主査同士で話し合いをしていただきまして、関連する分科会の主査に、つながりがあるから調べてくれないかという形でお話をしてくださいと、主査の皆さんには私の方から申し上げております。坂元委員。

○坂元委員 数で数でと言われると、あたかも自民党が数の力でやっているように思われますが、違います。私も、今回の主査会の決定とか、秘密会のやり方とかに疑問を持っているのです。今、全体会ですから、うちの商工建設分科会は了承していますが、もし了承していない分科会があれば、分科会に差し戻して、今議会で認定か不認定か決める必要はないので、納得いくま

でやられたらどうですか。

○中村委員長 冒頭に、本議会で日程を決めておりますから、今議会でこの日程を変えることはできません。

○坂元委員 会期日程は決まっておりますが、審査が尽くせなかったという事案もあるわけですから、審議未了なら、会期を延長するか、次の議会でもやれるわけですから、いろんな選択肢があるべきではないのか。今の議論を聞いていると、押川主査があたかもふたをするような誤解をされかねないので、あくまで納得のいくように分科会でやってもらって、主査会でなぜ秘密会を決めたのか、法的に説明してもらわないと、来年度決算もありますから、私もそれは後で委員長に御質問申し上げようと思っています。

○中村委員長 今日の日程は決まっています。議論をするのであれば、もう一回、幹事長会議を開いて、議運で日時を決定していくという手続をしなければなりません。きょうの日程は決まっていますので、進めていきます。

○坂元委員 主査報告の内容が納得できないと、分科会の委員が言っているわけです。全体会がきょう、後で開かれるかは別として、別に会期日程にこだわる必要はないですよ。会期日程どおり粛々とやればいい。決算認定の議案を納得のいくまで審議するかについては、会期日程にこだわる必要はないですよ。継続審議にしたっていいわけですから。納得のいくような分科会の終わり方をしなければいけないのじゃないですかということです。

○中村委員長 その件につきましては、手続を踏んでいただければ、粛々と取り計らうということです。権藤梅義委員。

○権藤委員 不十分な主査報告をここで今する

というのは、中間報告にするんですか。

○中村委員長 どうとらえていただこうと、後で皆さん方が手続を踏んでこられれば、委員長としては粛々とそのようにやっていかざるを得ないということです。井本英雄委員。

○井本委員 私も、権藤委員と同じ分科会ですが、今さっき主査報告を見たばかりで、不十分だと思ってしかり飛ばしたぐらいだったんですが、そんなに時間かけませんから、1～2時間いだけませんでしょうか。そして、きょう中に主査報告をさせていただければ結構ですから。いかがでしょうか。

○中村委員長 全員にお諮りします。井本委員から1～2時間、時間をくれということでしたので、その件につきまして、議員全員の御同意いただけますか。鳥飼委員。

○鳥飼委員 いろいろ御議論があるわけですが、委員長が冒頭、委員会の各分科会でやりますと確認しまして、分科会で議論してきた。私どもの分科会の中野主査ですが、しっかりと議論をして、主査報告に何を盛り込むのか、けんけんがくがくやりました。主査報告ができていて、きょうまで日にちがあつたわけですから。私からすれば、この期になって、主査報告を見ていなかったのは、何をやっていたのかと、言いたいわけです。こういうことであれば、主査は辞任をする、委員長は辞任することになりますよ。日程を確認しておるのですから。そこを重々考えて行動しなければならないと思っています。

○中村委員長 皆さんにお諮りします。時間を切ってやっていいかどうか、皆さんの総意でお決めしたいと思います。このまま粛々と進めて行くという委員の挙手を求めます。米良委員。

○米良委員 今議論がありますように、それぞ

れ5つの分科会でやったんですから、審議未了というのはおかしな話ですよ。委員長がおっしゃるように、主査報告を聞いて、そこでこれは不十分だというのが残っておると思うんですよ。休憩をして何らかの措置をとればいいですよ。これはやりなさいよ。主査報告はやらないといけない。

○中村委員長 さっきから申し上げますように、委員の皆様が盛り込まなくてはいけない部分があるのであれば、最終的に委員長報告がありますからにそれに盛り込んでもいいですよという提案をしているんです。権藤梅義委員。

○権藤委員 主査報告を委員長報告に盛り込むというのは、主査報告にないことを委員長報告に盛り込めるんですか。

○中村委員長 主査報告が終わった時点で、申し入れたかったんだというのがあるわけですから、それを申し入れてもらえればよい。

○権藤委員 主査報告は本当は委員が署名するわけでしょう。それが不十分だというのに、2時間ぐらいの時間が何でとれないのですか。

○中村委員長 皆さん方の主張ばかりではなくて、粛々と進めようという方もいるわけですから、ここを一旦中断することについて、賛成の方の挙手を求めます。休憩することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後3時32分再開

○中村委員長 再開をいたします。入口のところとまっておりますので、今日の日程について、お手元に配付の次第のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議ありませんのでそのように決定をいたします。

◎ 分科会主査報告

○中村委員長 それでは、分科会主査報告について、各主査に順次、審査結果の報告をお願いいたします。

まず、総務政策分科会、中野主査から報告をお願いします。

○中野廣明主査 御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、不適正な事務処理により取得した備品等の現物を確認するなどして、慎重かつ厳正なる審査を行ってまいりました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとするに決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成18年度の一般会計の決算規模は、歳入が6,004億1,500万円余、歳出が5,944億7,200万円余で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が4.0%、歳出が4.1%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、59億4,300万円余であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は19億2,500万円余の黒字となっております。

本県は、県税等の自主財源の占める割合が3割程度しかないなど、財政基盤が脆弱な上に、経常収支比率は年々悪化してきており、引き続き財政運営の硬直性が高い状況にあります。当局におかれては、県民に対する行政サービスの確保に留意しながら、景気回復の実感に乏しい地域の現状にも十分配慮していただくよう、

要望いたします。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成18年度の県税の収入未済額は、個人県民税や自動車税を中心に21億9,400万円余であり、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて当局より、「徴収対策会議や徴収実務の研修など、従来の取り組みに加え、今年度は新たに税務職員の併任人事交流制度を創設し、県税職員の市町村派遣など、市町村と一体となった徴収対策を実施している」との答弁がありました。

当局におかれては、他県の先進事例も参考にしながら、収入未済額の縮減及び効果的な滞納整理について、なお一層の取り組みを要望するものであります。

次に、元気みやざき県民運動についてであります。

このことについて、当局より、「各種広報活動等に取り組むことにより、サポーター数が13,000人を超えるなど、一定の成果を得ることができた」との説明があり、委員より、「この事業は平成18年度で終了したとのことであるが、約1,000万円の予算をかけて集めたサポーターの方々は、行政の継続性という観点からも、今後有効に活用してもらいたい」との要望がありました。

次に、各種委託契約についてであります。

このことについて委員より、「各種委託契約において一般競争入札を実施する場合には、品質の確保が十分担保できるよう、最低制限価格を設けることも今後十分検討してほしい」との要望がありました。

次に、今回の決算審査に関連して、委員より、「決算審査をより効果的に実施するためにも、

継続・休止等、各事業の今年度の状況を資料に明記し、時系列のつながりを明らかにするなどして、よりわかりやすい報告に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、不適正な事務処理についてであります。

当分科会では、不適正な現金や書きかえ等の事例について、通帳の写しや現物等を確認するなどして、不適正な事務処理の実態確認に努めたところであります。

また、監査体制の充実・強化策も含めた再発防止策の取り組み状況について、重点的に審査を行ってまいりました。

当分科会といたしましては、二度とこのような不祥事を起こさないためにも、物品調達におけるチェック体制の強化や、予算執行面の見直し等、再発防止策を徹底させることが肝要であると考えます。

今後とも、これらの再発防止策を確実に実施し、県民の皆様の県政への信頼を一日も早く回復すべく、全力を挙げて取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

○中村委員長 次は、生活福祉分科会、十屋主査の報告をお願いします。

○十屋主査 御報告いたします。

当分科会の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、十分な審査を行うため各課ごとに質疑を行うなど、慎重に審査をいたしました。

また、不適正な事務処理については、当分科会所管であります福祉保健部の都城食肉衛生検査所において不適正な事務処理で取得した備品

を確認するなど、現地において審査を行いました。

この結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとすることに決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、情報通信格差の是正についてであります。

このことについて当局より、「ケーブルテレビ事業者が行うサービスエリアの拡大に対する補助や、採算性の問題から携帯電話等のサービスが見込めない地域において移動通信サービス提供施設を整備する市町村に対する補助など、情報通信格差の是正に取り組んだ」との説明がありました。

しかしながら、中山間地域等においては、依然として携帯電話のつながらない地域があるなど、情報通信格差の解消が望まれるところであります。

当分科会といたしましては、地域間格差により中山間地域を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、その上、情報においても格差が存在することは、若者の定着や企業の進出などにも影響が懸念されることから、情報通信格差の是正に関して国へ強く要望するとともに、県としてもさらに主体的に取り組むよう要望いたします。

次に、県立看護大学学部卒業生の県内就職についてであります。

当局より、「県内就職者の率を高める取り組みとして、入試における県内出身者枠の設定や県内出身者に対する入学料の減額など、入学者に占める県内出身者の割合を高めることを通じて取り組んでいるところである。個々の学生の考え方など難しい面もあるが、創意工夫してい

きたい」との説明がありました。

当分科会といたしましては、県内看護師の資質向上は、県立看護大学の設立目的でもあることから、さまざまな場面において学部卒業生の県内就職率向上に努めていただくよう要望いたします。

次に、予防医療の推進についてであります。

委員より、「老人医療の伸びの適正化を図るためにどのようなことに取り組んでいるか」との質疑があり、当局より、「市町村への直接の助言指導や研修会などにより、医療費の抑制適正化について助言指導を行っている」との答弁がありました。

当分科会といたしましては、高齢化により今後ますます老人医療費の増加が懸念されることから、県民に対し、医療費の財政的な負担状況を認識してもらうなど、予防医療についての県民意識の啓発に努めていただくよう要望いたします。

なお、決算審査における主要資料である「主要施策の成果」に事業の記載がないことから、事業の成果について説明を行わない課が見受けられました。

すべての課において、予算を計上し執行していることから、今後、決算審査で使用する資料については十分な審査ができるよう資料の充実を要望いたします。

最後に不適正な事務処理についてであります。

当分科会といたしましては、平成18年度決算に占める各出先機関ごとの預けを初めとした不適正な事務処理の金額内訳の提出を求め、審査を行ったところであります。

この中で、知事が裏金の有無の問いかけを行った後に預け金額を無理やりゼロにしていると思われるような支出など、コンプライアンス意

識の低さが見受けられました。

また、現地調査を行った都城食肉衛生検査所においては、特定の業者1社に預けが行われており、その用途は高額な検査機器を初め、その業者の専門外である掃除機や看板などの物品までも納品している現状があるなど、預けにより取得した物品について適正な価格が確保されていたかどうかについては、非常に疑問が残るところであります。

なお、預けにより取得していた備品のほとんどは、検査に必要な備品であり、当然、予算措置されるべき性格のものであります。

一方、都城食肉衛生検査所のように「かい」でない、いわゆる出納事務職員がいない出先機関については、本課において帳簿等の監査が行われているため、現場での現物確認が行われていないことも、不適正な事務処理が見過ごされてきた原因の一つであると考えられます。

当分科会といたしましては、今回発覚した不適正な事務処理については、県の信用を著しく失墜させるものであり、再発防止のためのコンプライアンス意識の徹底を初め、必要な物品等について予算が確保される予算要求システムの構築など、信頼回復に全力で取り組むことを強く要望いたします。

また、監査のあり方についても十分検討されるよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

○中村委員長 次は、商工建設分科会、横田主査の報告をお願いします。

○横田主査 御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、今般の不適正

な事務処理に関する事項の調査を含め、慎重かつ厳正な審査をいたしました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、これを認定しないものと決定いたしました。

なお、継続審査の動議がありましたが、賛成少数により否決されたところでもあります。

以下、審査の概要及び改善のための要望事項について申し上げます。

まず、官製談合事件に係る事業についてであります。

今回の決算審査の対象には、宮崎市高岡町内の橋梁設計に係る官製談合事件の事業が含まれているところでもあります。

現在、この事件は司法の場において、その全容が究明されているところではありますが、その内容は明らかに、著しく適正を欠くものと言わざるを得ません。

当局においては、現在、公平公正な入札制度の確立に鋭意取り組んでいるところではありますが、当分科会といたしましては、この事件を風化させることなく、職員の不正防止意識の向上に努めることを強く要望いたします。

次に、郵便切手等の適正管理についてであります。

今回の監査委員の要望事項の中にあつた郵便切手等の適正管理について、委員より質疑があり、当局より、「新たな購入の際には保有枚数の確認を行い、適正な管理を行うとともに、後納郵便等の活用拡大についても検討していきたい」との答弁がありました。

当分科会といたしましては、郵便切手等についても公金と同様の適正管理意識を持つとともに、適正管理が確保しやすい後納郵便の活用等を積極的に導入していくよう要望するものであります。

次に、不適正な事務処理についてであります。

この問題については、当局に対し、新たな資料の提出と説明を求めるとともに、油津港湾事務所において現地調査を行うなど、慎重かつ積極的に審査を行ったところでもあります。

この審査の中で明らかとなった、不適正な事務処理に係る消耗品や備品等の発注が特定の業者へ集中しているという状況について、委員より、「決算特別委員会において、このような状況に至った経緯や対象業者数等について明らかにし、委員長報告の内容に盛り込んでほしい」との要望がありました。

また、県職員の人事交流に伴う市町村学校への預けの配分が発生した事案について、委員より、「管理職である学校長等の所属する市町村教育委員会に対して、再発防止の徹底を図るための申し入れを行ってほしい」との要望がありました。

なお、今回の不適正な事務処理の発覚により、県は多くの県民の信頼を失い、県議会との信頼関係も崩壊せしめたと言っても過言ではありません。

当分科会といたしましては、不適正な事務処理が発生した原因の分析と、再発防止を徹底されるよう要望するとともに、すべての県職員が、この問題をみずからのこととして重くとらえ、県民の信頼回復、県議会との新たな信頼構築のため、法令遵守という公務員の原点に立ち返り、誠心誠意、職務に専念されることを強く要望するものであります。

当分科会といたしましては、以上の点について改善のために要望をするものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

○中村委員長 次は、環境農林水産分科会、押川主査の報告をお願いいたします。

○押川主査 先ほど、権藤委員の発言の中で、「事務局が、主査報告作成の段階で重要事項を漏らしていた」との発言がありました件についてであります。今回の指摘内容が事務手続の段階で漏れていたということでありまして、権藤委員への説明の中で言葉が足りなかった点がございましたので、おわびして補足させていただきます。

それでは、環境農林水産分科会の報告をいたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、今般の不適正な事務処理に関する事項の調査を含め、慎重かつ厳正な審査をいたしました。

その結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、不適正な事務処理についてであります。

この問題については、事実関係を明らかにすることが再発防止につながるという強い気持ちで、当局に対し新たな資料の提出と説明を求めるとともに、農政水産部所管の南那珂農林振興局における不適正な事務処理について現地調査を実施し、予算執行の管理状況や預け等が行われた経緯について聴き取りや関係書類の確認を行い、慎重かつ積極的な審査を行ったところがあります。

南那珂農林振興局では、まず野球ユニホームやデジカメ等の備品等の現物確認を行った後、審査を行いました。当振興局では、1業者と、競争原理が働かない不適正な価格で極めて多額な取引を行い、通常取り扱われない品目まで納品が行われる等、内部処理が簡易で便利だからという安易な認識だったとはいえ、不適正の程

度が著しい事務処理と言わざるを得ません。

預け総額約4,060万のうち、備品が約700万、残りは消耗品等であるが、消耗品は確認できないことや、南那珂農林振興局から県立日南病院へは部を超えた肩がわりが行われるなど、所管を超えた審査が必要であるので、監査委員及び専門調査機関等の徹底した調査を要望いたします。

さらに、出先機関では、国、県の事業費が、事業ごとではなく費目ごとに管理されているので、事業費の管理のあり方についても今後検討していただくことを要望いたします。

これまで、我々の分科会では、秘密会でさまざまな議論を行ってきましたが、満足できる説明、答弁がなく、非常に不満が残るものでありました。

また、今回の全庁調査報告書は、外部調査委員会の指導助言を受けながら、庁内調査委員会が主体となって取りまとめられたものですが、外部調査委員会も現地調査は行っているものの、直接、業者から聞き取りは行っていない等、調査報告には不十分な点があると言わざるを得ません。

当分科会も、与えられた検査権の中で最善を尽くし、できる限りの審査を行ってきたところですが、未解明な部分も見受けられ、まことに口惜しい限りであります。

なお、委員より、「これだけの不適正な事務処理が含まれた決算が提出され、不認定にしても政治的、道義的な責任しか問われない現状について、大いに疑問を感じるころである」との意見がありました。

当局におかれましては、再発防止策を着実に実行され、県民本意を基本に適正な業務執行に邁進していただきますよう、強く要望いたします。

す。

次に、森林計画の策定についてであります。

このことについて、委員より、「森林計画の策定は、世界的な木材需要等を勘案し、長期的な視点からしっかり取り組んでほしい」との要望があり、当局から、「森林は、公益的な機能の発揮と林産物の供給という両面があり、山村にとっては貴重な資源でもあるので、長期的な視点から考えていきたい」との答弁がありました。

次に、学校給食への地元水産物の提供についてであります。

このことについて、委員より、「魚の消費拡大のためには、学校給食でいかに利用してもらうかを考えるべきで、学校給食関係者等からニーズを把握する取り組みをしないといけない」との要望があり、当局から、「学校給食における本県産の魚の利用については、コスト等の問題もあるが、地域や家庭全体の消費拡大につながることから、引き続き取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上、当分科会の報告を終わります。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

次は、文教警察企業分科会、太田主査の報告をお願いします。

○太田主査 御報告いたします。

当分科会所管の平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、本県において極めて重大な問題である不適正な事務処理に関して、教育委員会所管の西臼杵教育事務所において審査を行うなど慎重に審査いたしました結果、本案を認定することに賛成はなく、認定しないものとするに決定いたしました。

なお、所管外ということで十分な調査ができないなどの理由で継続審査の動議がありました

が、賛成少数により否決されたところであります。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、高齢歩行者等の交通安全教育についてであります。

委員より、「歩行中の高齢者の交通死亡事故の中には、交通安全教育等を受講していれば死亡事故を回避できたケースもあると思われるが、高齢者の交通事故死者に対する追跡調査等を実施しているのか」との質疑があり、当局より、「御遺族に対して、聞き取り調査を行っているが、その結果、多くの交通事故死者が運転免許を保有していないこと、また、交通安全教育を受けていないことが判明している。このことから、このような運転免許を持たない方々に対して、高齢者クラブを通じて、交通安全教室等への参加を呼びかけるとともに、独居高齢者に対しては、交通安全指導員による個別訪問指導を行うなど、積極的な対応を行っている」との答弁がありました。このことについて委員より、「今後とも、免許を保有していない高齢者等に対する交通安全教育に力を入れてほしい」との要望がありました。

次に、サイバー犯罪対策の推進についてであります。

委員より、「サイバー犯罪対策を積極的に推進するため、今後、専門捜査官の増員や研修の充実を図る必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「サイバー犯罪の捜査には、高度な専門知識が要求され、捜査員が技術的・能力的に対応できないケースもあることから、技能指導官を設置して体制を強化したところである。また、専門家を招いての研修等を定期的実施し、県下の担当警察官の能力向上を図っ

ているところである。今後とも、捜査員の能力向上については、最大限努力していきたい」との答弁がありました。このことについて委員より、「今後、予測できない犯罪が増加していく可能性もあることから、サイバー犯罪に対して有効な研修を継続的に行うとともに、専門捜査官の増員についても検討してほしい」との要望がありました。

次に、学社連携の推進についてであります。

学校教育と社会教育との連携、いわゆる学社連携について、委員より、「教育委員会として、学校、地域社会、家庭が連携したさまざまなモデル事業に取り組んでいるが、特定の市町村に限定した事業としてだけでなく、県下全域に広がるよう普及に努めてほしい」との要望があり、当局より、「モデル事業と県下全域を対象にした事業については、両方とも必要であると考えている。例えば、登下校を中心に、子供たちの安全を確保する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」においては、約2万人もの方々が、スクールガードとしてボランティア登録をしていただいた。このように、学校が積極的に地域社会との協働を呼びかけることで、県下全域に学社連携の取り組みが広がるものと考えている。一方、モデル事業についても、モデルケースとして取り組みの内容を深めるという観点から、積極的に推進していきたい」との答弁がありました。

最後に不適正な事務処理についてであります。

このことについて、当分科会におきましては、教育委員会所管の西臼杵教育事務所及び五ヶ瀬中等教育学校における不適正な事務処理の状況について現地調査を実施し、預けをつくり出した手法等についての聞き取りや関係書類の確認等を行いました。その結果、特定の業者に対す

る預けの実態や、想定を超える大量の消耗品の購入など、安易に不適正な事務処理が行われていた実態が明らかとなりました。

なお今回、分科会の所管外ということで、西臼杵支庁からの預けの流れについては調査を行うことができませんでしたが、うみを出し切るとの決意のもとで行われた全庁調査において、本当に全容解明がなされているのか、疑念を払拭できない状況でありました。

当分科会といたしましては、当局に対して、所管する平成18年度決算を認定しないことの重みを十分に認識していただき、今後、コンプライアンス意識の徹底や財務会計システムの見直し等、再発防止に全力で取り組んでいただくよう強く要望するものであります。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

○中村委員長 以上で、各分科会の主査報告は終わりました。

◎ 分科会主査報告に対する質疑

○中村委員長 今から各分科会主査の報告に対する質疑を行います。質疑にあたっては、分科会の一部を秘密会といたしましたので、このことについては御留意の上、質問を行っていただきたいと思えます。質問の際には、何々主査と断った上、質問をしていただきたいと思えます。

○権藤委員 主査報告の中で、私どもは総務政策分科会と福祉生活分科会には委員がいませんので、お伺いたします。

まず、他の分科会では現地調査を踏まえて行ったということです。総務政策分科会で備品等の現品確認を行ったということですが、どのよ

うに行われたのかお聞かせ下さい。

○中野廣明主査 総務政策分科会では3件ありました。一つは、統計調査課の通帳を確認しました。平成12年度以降は残金はそのままで使用されていない、57万2,248円。5年前ですが、航空券の一時立てかえで出し入れが行われております。統計調査課ですから、委員会室へ来ていただきました。もう一件が議会事務局で、18年度は該当ありませんでした。17年度以前、カメラが2台、39,900円、タイトルプリンターが2台、59,460円、デジタルカメラ5台ということであります。費目としては需用費で買っております。正式な手続をしなかったということでもあります。もう一つは、日南県税事務所であります。14年度にデジタルカメラとデスクマット、事務用品、285,715円であります。現物を委員会に持参してもらって事情聴取したということでもあります。現地には行かずに、分科会で済ませたということでもあります。

○榎藤委員 次は、生活福祉分科会ですが、発覚当時、西臼杵支庁においてはタクシー代等が何百万かある、支庁には受け渡しの資料が全くない、相手の控えに基づいて検証せざるを得なかったという説明を聞いたわけですが、この部分についてはどのようなことだったのかお聞かせ下さい。

○十屋主査 今回は平成18年度の決算審査の認定でありまして、各委員からは、西臼杵支庁のタクシー券については質疑はございませんでした。

○榎藤委員 不適正な会計処理については、西臼杵支庁はタクシー代等では問題があるのではないかと思ったものですから、質問いたしました。

次に、環境農林水産分科会の主査報告の中で、

預け総額が4,000万のうち、備品は700万、その中に県立日南病院等が1,000数百万、消耗品等が融通されているということではありますが、私どもとして、決算審査の中で確認が行われておりません。主査報告に修正して盛り込ませていただきましたが、代表監査委員にお伺いしたいのですが、会計上のあり方として、700万しか確認ができなくて、3,000数百万はわからないということでもあります。会計のルールに従えば、県立日南病院で幾ら受け入れたのか、その中で備品が幾らあって備品台帳に載ったのか、そういう2次的な調査が必要だと考えますが、代表監査委員はどのように考えますか。

○中村委員長 主査報告で、主査に対する質疑となっておりますので、この件については一般質問等でお聞きいただくとありがたいと思います。

○榎藤委員 それでは、議論を省略いたしまして、結論を申し上げます。主査報告をにわかに修正したこともあって、普通会計決算特別委員長報告骨子（案）の総括質疑の指摘事項、個別事項に取り上げられていません。今後の問題としては、監査委員において調べてほしい。労力的に19年度の事務局体制ではできないということであれば、専門機関に委託してでも調査してほしい。こういう内容から、代表監査委員に質疑を行ったところでもあります。委員長におかれましては、総括的指摘要望事項になるのか、個別的指摘要望事項になるのか、格上げをしていただいて、今後しっかり対処をしていただきたいと思います。

2つ目には、私どもの分科会が時間がかかった関係で載っていないのかなと思いますが、明許繰越については、審議の中で、決算でも承認を得るんですが、決算としておくれるわけだけ

ら、決算書類に添付すべきではないかということ、私どもの審議の中で確認をして、主査会で協議をしていただくことになっておりましたが、そのことも、委員長の方で協議なり、取り上げたりしていただきたい。

○井上委員 生活福祉分科会の主査にお尋ねをしたいのですが、私どもの委員がいないので、よろしくお願ひしたいと思います。私どもが不適正な事務処理の報告を受けたときに、皆さんが驚かれたのは、西臼杵支庁の9,861万4,497円という、この高額さだったと思うんです。私どもの分科会では所管外ということで、西臼杵支庁へ行くことができず、審査することができなかった。分科会の委員の中で確認した、資金の流れをきちんと確認をしなければ、再発防止にはならないのではないかとということ念頭に置いて調査をさせていただいた。西臼杵教育事務所も五ヶ瀬中等教育学校も、西臼杵支庁の方から、この予算を消化できないので使ってくれと丸投げをされたやつをずっと持っていて、それをどうにかして消化しなければいかんと、担当者は頭を悩まされたことがあるわけです。実際行ってみますと、預けの金額を使い切ることができないということで、大変な悩みを持っていらっしゃるという点では、おかしな現象という形になるわけです。

また、調査委員会の報告によりますと、西臼杵農業改良普及センターに平成14年にお金を投げています。高千穂保健所にも投げています。西臼杵教育事務所は先ほど申し上げたとおりです。農業大学校にも予算消化を頼んでいるという状態。私どもは、西臼杵支庁の方に資金の流れも含めてお話を伺い行きたいと思ったんですが、主査会の中で阻まれた状況もありまして、西臼杵支庁に調査に行っておられないというこ

とですが、なぜだったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○十屋主査 一つだけお断りしておきますが、主査会が分科会を超えての調査を阻んだようなご発言がありましたが、幹事長会でも御議論いただき、委員長も分科会でやるということを確認したわけでありまして、決して主査会が壁をつくったのではないということだけはお断りしておきたいと思います。

それから、9月定例会の審査の中で、職員のコンプライアンス意識の問題と、使い切り予算の問題が指摘されておりました。予算で計上されるべき高額な検査機器を預けにて購入しておりまして、組織的な、かい制度というものがあつまして、そういう特殊性を見て、こちらの方に分科会で決定させていただきました。

○井上委員 決算委員会の冒頭で申し上げましたが、分科会は審査が非常に不十分であるということ、もう一度指摘させていただきたいと思います。五ヶ瀬中等教育学校に参りましたら、預けは開校時の段階で発生したと、お話を聞かせていただきました。常態化しているという点で、各分科会熱心に議論をして、暴き出すことができたということはいいいことだと思いますが、もう一度きちんと審査をしないと、全庁調査の報告をそのまま受け入れるということになるのかどうかという点では疑問を持っています。そのことについては、後で委員長の方からお計らいをいただきたいと思います。

それでは、環境農林水産分科会の主査にお伺いをいたします。西臼杵支庁から流れてきているお金につきまして、審査はされたのでしょうか。

○押川主査 環境森林部のほうから説明をいただいたところでありまして、その中で金額の審

査まではしておりません。内容について報告は受けました。

○井上委員 各主査の皆さん熱心にやられたことはわかっておりますので、報告についての質疑は終わらせていただきたいと思います。

○中村委員長 松田委員。

○松田委員 どの主査報告を聞いても、完全に疑念が払拭されたとは言い切れません。また、今回の調査では、部局を超えた肩がわりの実態については全く調査がなされておられません。

それから、疑惑の総合商社というような企業が出てきたことは指摘をされておりますが、それ以上の突っ込みはされておられません。部局を超えた肩がわり等々、これを明確にするには、分科会が連帯して連合審査を行う必要があると考えています。

審査を進めれば進めるほど、外部・内部調査委員会の最終報告書の精度については疑念が残る、大変悔しいという声が上がった結果であります。

全容の解明なしに、徹底的な再発防止策を講じることは困難と思っております。会期は21日までであります。議長も、年を越してまでも徹底的に調査、審査を行うべきだという姿勢を持っておられました。県民に納得してもらえる調査結果を行うべきだと考えております。現時点では採択できる状況ではない。決算審査を継続して、本日の採決を先送りする日程変更を、皆様方にお諮りいただきたいと思いますと思っております。

○中村委員長 今の松田委員の質問は、委員長に見解を求めておられるわけですね。会期の日程は、先ほど申し上げましたように決めました。ただいまお話があるように、延長するのであれば幹事長会議に諮って、議会運営委員会に協議することが筋、ここで会期を延長すること等の

決定はできないと理解しています。

○松田委員 ぜひそのようなお取り計らいをいただきたいと思えます。

○中村委員長 ないようであれば採決に入ってよろしいでしょうか。西村委員。

○西村委員 これはどのタイミングで諮るんですか。

○中村委員長 これをさらに審査しなければならない要件を備えて、西村委員は幹事長ですから、幹事長会の招集を議長にお願いする。

暫時休憩します。

午後4時24分休憩

午後4時25分再開

○中村委員長 再開いたします。

西村委員。

○西村委員 ただいまの主査報告をいただきまして、現地調査を含めて悪質な事例が発覚しておりますから、我々は継続して委員会審査をお願いします。動議を提出いたします。

○中村委員長 お諮りします。

西村委員から、継続して審査してくれと動議がありました。継続審査をすることに是とする人の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長 挙手少数と認め、否決いたします。ほかにありませんか。

採決に入りますが、よろしいでしょうか。

凶師委員。

○凶師委員 我々、ここで採決をとることは反対をいたしました。継続審議を訴えたわけがありますので、これからの採決には加わることはできませんので、退席させていただきます。

○中村委員長 井本委員。

○井本委員 私としては、委員会で監査請求を

出していただきたいのですが、緊急動議いたします。

○中村委員長 井本委員から監査請求をしてほしいとの緊急動議がありました。

お諮りいたします。

監査請求をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長 賛成少数で、これも否決いたします。

権藤委員。

○権藤委員 監査請求をすることになれば、どの部分がどうだという具体的なものがないといけないと思いますよ。今もう採決されましたが、我々自身が理解していないんですよ。この採決については疑義があると思います。

○中村委員長 暫時休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

◎ 採 決

○中村委員長 再開いたします。

各分科会主査の報告はすべての分科会で不認定であります。各分科会の報告どおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。

よって平成18年度決算は、認定しないことに決定をいたします。

次に、委員長報告についてであります。資料の中に委員長報告の骨子がございます。しかし、先ほどの環境農林水産分科会の主査報告、文教警察企業分科会も一部変わっていたように私は聞きました。皆さん方に、委員長報告骨子(案)をお渡ししていますが、このことについ

てはもう一回精査して、骨子ができた時点で21日までに時間をとって皆様方にお配りいたします。もし、ここが足りないということであれば、主査を通して委員長に申し出ていただくようお願いをしておきます。ですから、完全な委員長報告の骨子ではないということを御理解いただきたい。委員長報告については、正副委員長に御一任いただいて作ってみますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、その他でございせんか。

〔〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ないようですので、そのように取り計らいます。

なお、各分科会主査の報告については、本会議の会議録への登載をお願いしたいと思いますので、御了承願います。

◎ 閉 会

○中村委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後4時31分閉会